



日本障害フォーラム

Japan Disability Forum

阿部一彦

JDFの事業

1. 国連・障害者の権利条約の推進
2. 「アジア太平洋障害者の十年」の推進及び「アジア太平洋障害フォーラム (APDF)」に関すること
3. 「障害者基本計画」をはじめとするわが国の障害者施策の推進
4. 障害者の差別禁止と権利に係る国内法制度の推進

【構成団体】13団体

- ・日本身体障害者団体連合会 ・日本視覚障害者団体連合 ・全日本ろうあ連盟
- ・日本障害者協議会 ・DPI日本会議 ・全国手をつなぐ育成会連合会
- ・全国脊髄損傷者連合会 ・全国精神保健福祉会連合会 ・全日本難聴者
- ・中途失聴者団体連合会 ・全国盲ろう者協会 ・全国社会福祉協議会
- ・日本障害者リハビリテーション協会 ・全国「精神病」者集団

障害者権利委員会からの事前質問事項

教育(第24条)

以下についての情報を提供願いたい。

- (a) ろう児童及び盲ろう児並びに知的又は精神障害のある児童を含め、障害のある全ての者のために、分離された学校における教育から障害者を包容する(インクルーシブ)教育に向け移行するための、立法及び政策上の措置並びに人的、技術的及び財政的リソース配分。
- (b) 個別化された支援を提供するためにとられた措置。全てのレベルにおける一般の(mainstream)教育において障害者に対する合理的配慮の拒否を防ぐためにとられた措置。また、質の高い障害者を包容する(インクルーシブ)教育についての教職員に対する制度的な研修を確保するための措置。
- (c) 全てのレベルの教育(第三次教育及び高等教育を含む)における、性別、年齢、障害で他の生徒と比較し分類した障害のある生徒の退学率。

インクルーシブ教育システム

障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重などの強化、障害者が精神的及び身体的な機能などを最大限まで発展させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
(中教審書中分科会報告平成24年7月より)

特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加
通常学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒数の増加



教室不足の問題
バリアフリー環境
障害に応じた環境の整備
ICT技術・ICT機器の活用
特別支援教育支援員
の安定した配置
など

就学前から卒業後も含めたライフステージに応じた切れ目のない支援
家庭・教育・福祉の連携による地域生活における切れ目のない支援
子どもへの支援・保護者への支援
学校教育と福祉領域との連携
学校・放課後等デイサービスなどとの連携など

学校教育・職業教育・生涯教育
就業・社会とのかかわり
個別の教育支援計画、個別の指導計画
ICT技術の活用

教育分野、福祉分野の多様な資源を活用して
一人一人の生きがいのある地域生活の実現
誰もが暮らしやすい共生社会の実現

視覚障害のある児童生徒に対する教育を 行う特別支援学校の視点から

千葉県教育庁教育振興部特別支援教育課

青木隆一

想定される論点

- 1 新しい時代の特別支援教育の在り方有識者会議報告の視点
- 2 特別支援学校学習指導要領の視点
- 3 特別支援学校設置基準の視点
- 4 コロナウイルス等感染症対策の視点
- 5 関係法令改正等の視点
- 6 視覚障害の特性と盲学校の現状の視点

5 関係法令改正等

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則

平成29年4月1日施行

(例) 学校養成施設において備えるべきものから基礎医学実習室を削除するとともに、実技実習室の面積については、現行の1ベッドにつき6.3 m²以上から生徒1人につき2.1 m²以上に変更し、実技実習室の名称を実習室に変更すること。ただし、視覚障害者に対する教育を行う学校養成施設における実習室の面積は生徒1人につき2.1 m²以上であり、かつ、視覚障害者が実習を行うのに適当なものであることとする。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年改正）

学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言（令和2年9月）

学校施設バリアフリー化推進指針（文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部）

令和2年12月

(例) 視覚障害者が敷地境界から受付やインターホン等の案内設備まで安全に到達できるように、音声・点字等による案内の設置又は視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の配慮をすることが重要である。（全4か所、整備指針では1か所のみ）

6 視覚障害の特性と盲学校の現状

①視覚障害の特性を踏まえた配慮例

- ・ 分かりやすい空間構造（教室配置、直線廊下など）
- ・ 点字ブロックの適切な敷設（校内外）
- ・ 盲導鈴（音声誘導装置）の設置
- ・ 廊下の突起物や柱（例）消化器の位置等
- ・ 見えない・見えにくい配慮された表示
- ・ 階段等の手すり、段鼻のコントラスト
- ・ 採光の工夫、調光システム、遮光カーテン等の設置
- ・ 静寂を確保できる構造
- ・ AIを活用した視覚障害者誘導システムの検討

5 視覚障害の特性と盲学校の現状

② 盲学校の現状

盲学校在籍者数減少

知的特支在籍者急増

盲学校校舎の老朽化

- ・ 視覚と他障害種の学校の併置・併設
例 新潟県立新潟よつば学園（視覚＋聴覚） R 4 開校
富山県立視覚総合支援学校（視覚＋病弱）
東京都立久我山青光学園（視覚＋知的）
静岡県立静岡視覚特別支援学校と知的特支との併設計画が公表された。
- ・ 余裕のある盲学校校舎に知的障害特別支援学校の分教室設置
例 長野県長野盲学校
長野県松本盲学校
長崎県立盲学校

多様な盲学校の設置形態を踏まえた議論が必要

その他（順不同）

- ・ 寮母室 → 寄宿舍指導員室
- ・ 自動水栓（自動手洗い機能）の明記
- ・ 牽引コーナーに障害種別を追加
- ・ 「医療的ケアの必要な幼児児童生徒の保護者のための控え室」の表記は慎重に
- ・ 放課後デイサービス等送迎車輛集中への対応
- ・ 盲導犬等の排せつ等スペースを必要に応じて確保することの明記

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 特別支
援教育の在り方を踏まえた学校施設部会
主な検討事項及び論点（案）に対する意見

全国特別支援学校長会
会長 市川 裕二

多様な特別支援学校の現状

- 複数の障害種等（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱・身体虚弱）
 - 単独の障害を対象とした特別支援学校や複数の障害を対象とした特別支援学校があるなど多様である。
- 複数の学部（幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科）
 - 単独の学部を設置してある特別支援学校や複数の学部を設置してある特別支援学校があるなど多様である。
- 児童生徒数・学級数
 - 小規模校から大規模校まで多様である。（学級数2学級～124学級）

☆多様な特別支援学校に対応できる学校施設の在り方の検討が必要

☆多様な障害等の障害特性に応じた学校施設の在り方の検討が必要

特別支援学校における生涯学習支援

- 学校施設を休日等に貸し出しているか？（令和3年度調査）

貸し出していない	貸し出していない
55.7%	44.3%

- 貸し出している団体（複数回答）

PTA	同窓会	障害者団体（文化活動）	障害者団体（スポーツ）	通常の文化活動	通常のスポーツ活動
176	247	152	344	78	361

- 貸し出してる施設（複数回答）

体育館	プール	グラウンド	会議室	音楽室	調理室	その他
522	59	380	134	32	28	112

☆障害のある方の生涯学習支援の視点での検討が必要。

特別支援学校と小中学校の交流及び共同学習

- 居住地の小中学校と直接交流をしている児童生徒の在籍

幼稚部	小学部	中学部	高等部
5.1%	53.6%	37.6%	3.6%

- 地域の小中学校と学校間交流をしている学校

幼稚部	小学部	中学部	高等部
4.3%	36.9%	31.7%	27.1%

☆小・中学校との交流及び共同学習を推進する観点から、例えば、ICTの活用の推進など環境整備に関する検討が必要。

☆病気療養・入院等で通学できない児童生徒の遠隔授業を推進するICT環境整備等に関する検討が必要。

特別支援学校における大規模災害の対応

- 災害発生時の在校生のための災害備蓄品（令和3年度調査）

用意してある	用意していない
89.2%	10.8%

- 福祉避難所の指定

指定されている	指定されていない
30.7%	69.3%

- 福祉避難所用の備蓄品

用意されている	用意されていない
32.6%	57.4%

☆児童生徒在校時の災害対応と、災害後の避難生活とは分けて検討が必要。

☆福祉避難所の設置は、市区町村の役割であるため、県立特別支援学校と、市立区立特別支援学校と言った設置者の立場が異なる学校もあることを踏まえた検討が必要。

☆特別支援学校は通学区域があり（全県対象もある）、学校が設置してある市区町村との関係と、通学区域ではあるが学校所在地と遠距離の市区町村との関係の違いを踏まえた検討が必要。

特別支援学校の教員の働き方改革

- 特別支援学校在籍教員数 最大216名
- 特別支援学校在籍教職員数 最大270名

☆特別支援学校は、教員数が多い学校があることを踏まえ、職員室、教職員休養室、ロッカー室等、教職員が働きやすい職場環境の整備の視点の検討が必要。

☆小中学校に設置される特別支援学級、通級による指導を受け持つ教員の職場環境の整備の視点の検討が必要

特別支援教育の在り方を踏まえた 学校施設部会への意見

令和3年10月22日

全国特別支援教育推進連盟 副理事長
岩井雄一

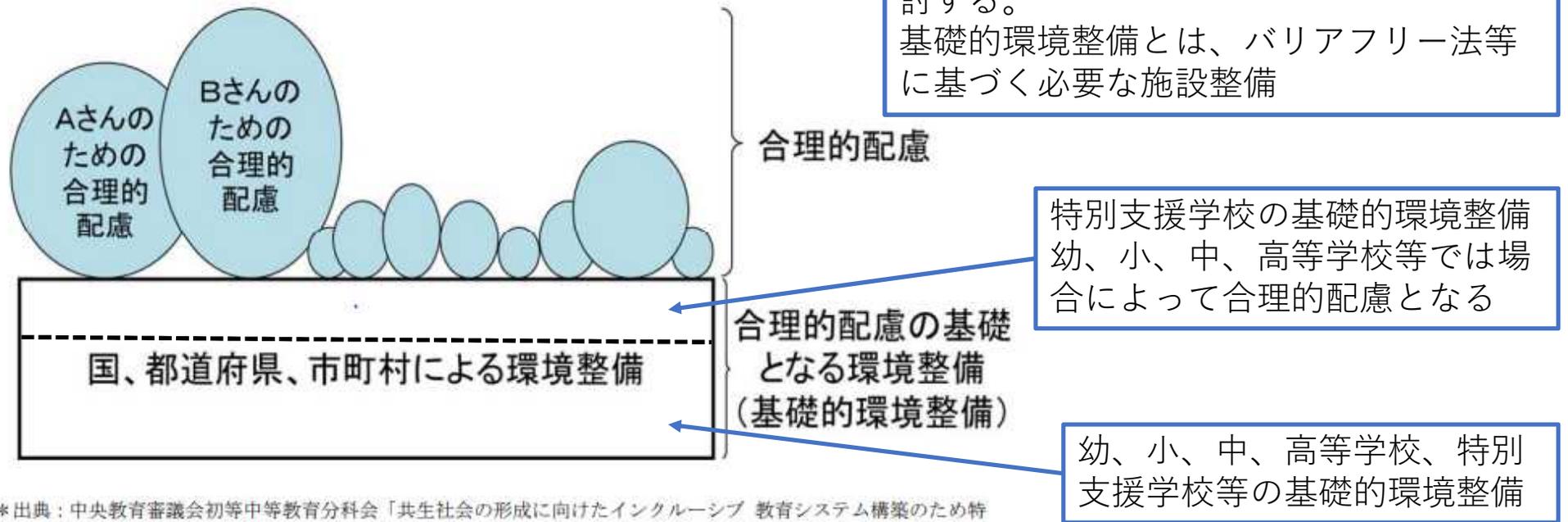
○整備指針の表現

指針は、おおむね次のような考え方で記述している。

- 「～重要である。」：学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために標準的に備えることが重要なもの
- 「～望ましい。」：より安全に、より快適に利用できるように備えることが望ましいもの
- 「～有効である。」：必要に応じて付加・考慮することが有効なもの
- 指針ではあるが、これらの表現はいずれも拘束力のないものである。この内容はよいが、確保しなければならないものを示すことも指針の必要性や利用度を高めることになるのではないかと考える。
- すでに示されている学校施設のバリアフリー化に示された内容などがこれに該当すると考える。

基礎的環境整備と合理的配慮について 学校施設整備指針への反映

◇概念図



*出典：中央教育審議会初等中等教育分科会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ 教育システム構築のため特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月より

検討に関連する主な資料

- これまでの各学校・園の学校施設整備指針（平成19年）
- インクルーシブ教育システム構築に向けた学校施設に関する基礎的調査研究（報告書）平成28年（2016年）3月（国立教育政策研究所 文教施設研究センター長）
- 特別支援学校設置基準（令和3年9月）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和3年4月）→学校施設におけるバリアフリー化の加速について（令和3年10月）
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月）
- 特別支援教育の生涯学習化に向けて（平成29年末の文科大臣メッセージ）→障害者の生涯学習の推進について

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議資料

特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設について

～小中学校の特別支援学級・通級指導教室並びに通常の学級の現状と課題について～

令和3年10月22日(金)
全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 会長
江東区立豊洲北小学校 統括校長 喜多 好一

全国の特別支援学級等の教室整備について(全障害種別共通)

- 在籍児童生徒の増加に伴う学級増により、特別支援学級等の専用の教室自体の確保が困難なため、普通教室を流用する学校が多い。
- 普通教室を流用することによる問題点
 - …パーテーションや防音壁で仕切って、個別指導やグループ指導用の空間を作っている。専用の教室として設計されたものではないためどうしても手狭であり、採光や換気の面でも課題が多い。



特別支援学級等としての専用の教室の整備

障害のある子供の学びの場の整備

- 多目的トイレ、シャワールーム、教室内外の手洗い場、エレベーター、階段のてすりを標準設置
 - ・ 教員がトイレに付き添い「トイレ指導」をするスペースの確保。トイレはすべて洋式に。
 - ・ 教室内に、身辺処理のためのシャワールーム、手洗い・うがい等の自動水栓設備等練習用の水場必要
 - ・ 肢体不自由学級以外にも歩行困難な児童生徒が在籍するケースへの対応、交流及び共同学習により通常の学級との往来への対応から、エレベーターの設置や廊下・階段のてすり、段差解消のためのスロープの標準設置。
- 学習活動の特性に対応できる施設と収納スペース
 - ・ 感覚統合や運動機能を指導する場としてのプレイルーム
 - ・ 自立活動・生活単元学習のための多目的室
 - ・ 自然体験活動を支える空間として、動植物の飼育、栽培等が可能な施設・環境
 - ・ 特性に応じた活動や個に応じた活動、障害に応じた多様な指導法に応じた教材・教具、遊具は量も多く、教室環境を整備するためにも、全てを整然と収納する専用のスペースが必要
- 一人当たりの面積の確保
 - ・ 拡大教科書を置いても作業できる大きな机や、斜面台、書見台などの特殊機の整備
 - ・ 一人/台端末の使用や教科書のA版化などによる児童机の大型化などを考慮し、各種の机のゆとりある配置が可能な教室面積があるとよい。

特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実

現状

- ・通常の学級の編成基準に特別支援学級の児童生徒はカウントしていないため、「交流及び共同学習」を通常の学級に行った場合、編成基準の人数を大きく超えることがあり、教室内に「密」が生じている。

課題

- ・交流及び共同学習を前提とした普通教室の施設・設備の在り方も要検討。
- ・交流及び共同学習ができるような特別支援学級内に多目的室の整備もあるとよい。
- ・特別支援学級の教室は、防音設備等があると集中できる環境が整う。
- ・特別支援学級と通常の学級の設置する際、できるだけ隣接できると日常的な交流が促される配置が求められる。

新しい時代の特別支援教育への対応

医療的ケア対応

- ・ ケアスタッフのための施設があるとよい。医療的なケアを行いやすい施設や、教室と隣接した場所もしくは往来しやすい場所等に控室があるとよい。

新しい学習指導要領への対応

学びの連続性を重視した対応

- ・ 通常の学級に発達障害のある児童生徒や集団不適応の児童生徒が多くなったことから、各フロアにクールダウンに使用できる個別スペースが整備されるとよい。

新しい学習指導要領への対応

一人一人に応じた指導

- 防音
 - ・聴覚過敏の傾向がある児童生徒が増えていることから防音設備のある教室が必要
- 遮光・調光
 - ・刺激に過敏な児童生徒が多いため。教室の照明や遮光がコントロールできる設備必要

新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方における特別支援教育特有の課題

- 保護者用相談室・控室
 - ・外来者や保護者専用の相談室・控室としての部屋が設置されているとよい。
- 安全対応
 - ・パニックや移動・衝動性等に配慮した照明器具等の防護やマジックミラーがあるとよい。
- バリアフリー化
 - ・居住地交流や学校見学を見据え、教室までのスロープ・エレベーターなど、非常時の避難経路を含めた校舎内外におけるバリアフリー化が望まれる。

東洋大学 人間環境デザイン学科
教授 菅原麻衣子

専門：建築・まちのバリアフリー・
ユニバーサルデザイン
障害のある子どもの教育環境
/ 学校施設計画

2018 デンマーク建築研究所
招へい研究員

デンマークの学校事例



肢体不自由部門特別学校



盲学校



知的障害部門特別学校



ろう学校



通常小中学校 1



通常小中学校 2

- 1) 障害のある児童生徒の教育環境
- 2) 誰もが避難できる学校施設
- 3) 医療的ケア児も安心して通える学校

障害のある児童生徒の教育環境

(学校)社会への帰属意識

インクルーシブな(学校)社会に
自分の居場所がある

社会から分けられているという

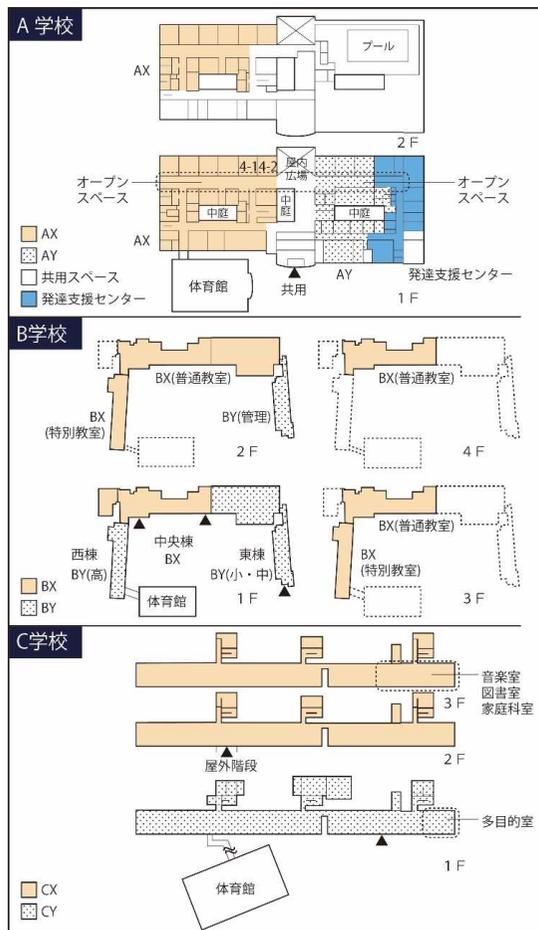
意識を生み出さない

配置、動線、空間の造り、

そして運用 

可能な限り共に教育を受けられる
連続性のある多様な学びの場
学びの連続性
バリアフリー化の推進

通常学校と特別支援学校の一体型校舎の例



通常学校と特別支援学校の一体型校舎におけるゾーニングと児童生徒間の関わりの特徴
 菅原 麻衣子, 日本建築学会大会学術講演梗概集 2020年9月

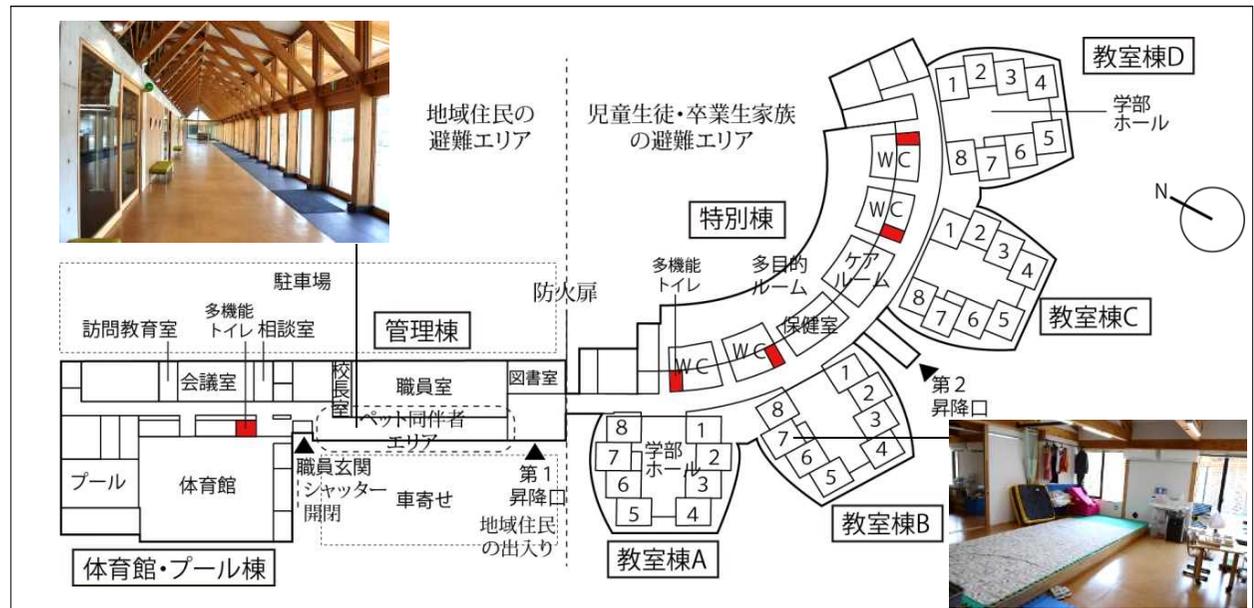
誰もが避難できる学校施設

災害時要配慮者の避難を受容できる
バリアフリーの施設・設備、
運用やゾーニングの想定

体育館、校舎、校庭等の使い分けの
イメージ
学校の特徴、地域の特性

バリアフリー化の推進
福祉避難所としての役割

県立特別支援学校が臨時避難所（一般避難者・ペット含む）となった事例



日本福祉のまちづくり学会論文：
熊本地震にみる特別支援学校の避難所運営と環境整備の課題 ―県立特別支援学校2校と市立小学校1校の事例分析―
菅原麻衣子、水村容子、鈴木孝明、2018

— 医療的ケア児も安心して通える学校 —

特別支援学校施設整備指針(H28.3)

「医療的ケア」に関する記述は3か所
保護者等控室/保健室/換気設備等

小学校施設整備指針(H31.3)

「医療的ケア」に関する記述は0か所
学校現場では教室や体育館等を含めて
様々な工夫がみられる

医療的ケアが日常的に必要な
児童生徒等への対応

特別支援学校における医療的ケアのためのスペース事例



ランチルームの経管栄養・休養スペース



教室内で給食および経管栄養



導尿スペース



教室内の吸引等コーナー



電源確保



小上りスペース

日本建築学会計画系論文集：
医療的ケアを必要とする児童生徒に対する特別支援学校の施設整備課題 その1・その2
菅原麻衣子, 鈴木孝明, 2017, 2018

The background image shows a school bus with the text '都立志村学園' (Tokyo Ritsumai Gakuen) on its side, parked under a covered area. In the foreground, there are vibrant orange and purple flowers. The text is overlaid on a semi-transparent purple and brown background.

肢体不自由特別支援学校 +他の障害種の部門を併置する特別支援学校 の視点から

全国特別支援学校肢体不自由教育校長会 会長
(東京都立志村学園 統括校長)

諏訪 肇

フラットな空間



グラウンドへの出口もフラット
側溝のふたの網目が細かい
→車いす前輪がはまらないため

非常口もフラット

手すりも2段
掲示物がかからない
ようにしている

車いすでも余裕をもって
すれ違える廊下幅
物は置かない

フラットな玄関



さまざまな
上り下りルート

車いす転落
防止用の柵
↓

手すりのある階段



激突対策の
クッション
↓

幅広いスロープ

エレベーター

1F



その他の施設・設備

Wi-Fi環境は肢体不自由児の生活経験の保障にとって必需品

非常電源設備(本校は太陽光とディーゼル発電)は、災害時の医療的ケアに必要

ピクトグラムは、知的障害・発達障害のある人にとっても分かりやすい



身障者用トイレ
おむつ替えなどのため、簡易ベッドは必要



車いすでも利用しやすい洗面台



特別支援学校等 の施設・設備

関西学院大学教育学部

教授 丹羽 登

複数の障害種に 対応した特別支援学校

ここの子どもの障害の実態は多様なため、スクールバス乗降所と教室間の動線については、それぞれの子どもの移動方法や移動速度等を考慮したものにする。

肢体不自由のある子どもや病弱の子どもの場合、車椅子による移動や四つ這いでの移動、クラッチを使っでの移動、ストレッチャーでの移動など、移動方法が多様であり幅広い場所を必要とする。

知的障害のある子どもの場合、多くは自立歩行が可能であり、バス到着後にトイレへの移動を急ぐ子どももいる。

両者が、同じ廊下を移動する場合は混雑するため、別の移動ルートを確保する、広い廊下を確保するなどの対応が必要。



医療的ケアを 実施出来る場所



痰の吸引や人工呼吸器等を使用する場合は、衛生上の配慮や安全に実施できるスペースの確保、電源の確保、看護師や医療的ケアに必要な機器等を管理できる空間が必要

医療的ケア児支援法が制定され、医療的ケア児の支援を学校において進めることが必要になった。しかし、医療的ケアの内容によっては、医療的ケア処置室とうの空間の確保が必要となる。

そのため、衛生面等について考慮された空間の確保が必要。

また、二分脊椎症等の排便や排尿が困難な子どもの場合、子どもが自分で排便の処理や、導尿等を実施できる空間の確保が必要。

医療機器の消毒や管理、緊急時の薬等を管理する保管庫（冷蔵庫）、人工呼吸器や吸引器等を使用するための電源の確保が必要

特に複数の子どもが機器を使用することがあるので、余裕のある配線とする必要がある

バス乗降場近辺の トイレ等の設備の充実

長い時間、バスに乗車して学校に来るが、バス乗車中に排尿、排便を失敗することや、バスに乗車する前にとトイレに行きたくなる子どもがいる。

特別支援学校のスクールバスの乗降場については、学校の状況により、校舎外にあったり、路線バスのバス停のようなどころもある。そのためスクールバスに乗るために、雨天時には傘を必要とする場合がある。

スクールバスの乗降場も、保護者の送迎の自家用車の駐車場も雨天時や積雪時に対応できるように、校舎内に設置されることが望ましい。

また、乗車中に便を漏らすことがあるため、乗降場の近くに汚物処理が出来るトイレの設置が望ましい。



病院内や施設内の 特別支援学校

病院内や施設内に特別支援学校の本校・分校が設置される場合は、病院や施設の環境や制約に左右されることが多い。

本校や分校の場合は、学校であるため最低限の施設（普通教室・職員室・特別教室・保健室等）は確保できているが、普通教室を増やすことや、図書室の設置が出来ないなどの制約がある。

特にネットワークについては、電子カルテや医療機器への影響を払拭できないため、病院内のネットワークには、有線も無線も接続できない事がある。



学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
特別支援教育の在り方を踏まえた学校施設部会 資料

検討事項及び論点(聴覚障害教育を中心に)



藤女子大学 原田 公人

聴覚障害に関する学校における配慮事項(案)

文科省初等中等教育局特別支援教育課 https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/siryo/attach/1311168.htm

○1 教育内容・方法

聴覚障害に起因する情報不足を補う指導の工夫をする。

○教師等の指導上の配慮

•聴覚障害の状態に合わせた、コミュニケーション手段(音声、手話、文字等)の選択と活用。

○情報保障の配慮

•必要に応じて、パソコン要約筆記、ノートテイク、手話通訳などの配置

•補聴器、FM補聴器等の効果的な使用や教室内の騒音の軽減対応

○3 施設・設備

○目で見てわかる学校・教室環境を整備する。

•チャイムや校内放送を可視化する、チャイムはフラッシュランプや積層灯に、放送は字幕に変換し見えるようにする。

○保有する聴覚が活用できる施設整備や環境を整備する。

•FM、赤外線補聴器、ループシステム等、音声を届ける集団補聴システムの整備

•必要に応じて聴覚管理のための聴力測定機器や防音室を整備する。

①新しい時代の特別支援教育への対応

- ・ 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

⇒インクルーシブ教育システム構築に係る通常の学級、難聴特別支援学級等の聴覚機器の配備

- ・ 特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実

⇒聴覚特別支援学校のセンター的機能の発揮(設備貸与・専門者派遣)

- ・ ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

⇒デジタル補聴援助システム(a)、字幕挿入システム、タブレット、電子黒板、

デジタル教科書、遠隔地通信システム(b)

- ・ 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

⇒聴覚障害の早期発見・早期介入(乳幼児教育相談室を中心とした多機関連携)

- ・ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等への対応

- ・ 特別支援学校設置基準を踏まえた論点

⇒各発達段階(乳幼児相談、幼稚部、中学部、高等部)を踏まえた、コミュニケーションの場として、ラウンジ、談話コーナー等の配備



(a)



(b)

②新しい学習指導要領への対応

- ・学びの連続性を重視した対応

⇒キャリア支援室の設置(交流及び共同学習、進路指導)

- ・一人一人に応じた指導の充実

⇒個別指導室、カウンセリングルームの設置(卒業生・転校生の対応)

- ・自立と社会参加に向けた教育の充実

⇒障害理解教育推進のための法的整備(Hearing Awareness Week)

- ・特別支援教育に関する記述の充実(幼小中高)

⇒現場教員(幼小中高)に対するインクルーシブ教育システムに関する研修制度の法的整備

③新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方における特別支援教育特有の課題

- ・ バリアフリー化の推進(入学してくる子供のニーズも踏まえた小中学校等施設における整備等)

⇒情報保障(プロジェクター+大型スクリーンによる)



- ・ 福祉避難所としての役割

⇒視覚情報支援機器(チャイム、非常ベル、階段の踊り場に鏡を設置)、



ボランティア、介護者、通訳者等派遣制度の法的整備

聴覚障害教育における合理的配慮の観点

①教育内容・方法

①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う(補聴器、人工内耳の活用)

①-1-2 学習内容の変更・調整

音声による情報が受容しにくいことを考慮する(学習室の変更、文字による代替機器、運動競技における合図を視覚的に表示)

①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

視覚的な情報提供を行う(板書:サブ黒板)、聴覚的な情報・環境を提供する(ノイズ軽減対策、FM補聴システム)

①-2-2 学習機会や体験の確保

個人用タブレットの活用

①-2-3 心理面・健康面での配慮

交流における情報手段の確保(UKトーク)

聴覚障害教育における合理的配慮の観点

②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

耳鼻科医、補聴器店、聴覚障害者協会等との多機関連携に際するZOOM等の通信機器の活用

②-2 子ども、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

補聴器等のデモ機、簡易聴力検査機器の配備

②-3 災害時等の支援体制の整備

緊急時の安全確保・避難誘導のための、パトライト、字幕表示板の配備

③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化(教室等の字幕放送受信システム)

③-2 障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
(絨毯・畳のある指導室の確保、行事における文字表示板)

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

緊急情報を視覚的に受容することができる設備の配置

長崎県の特別支援学校教育の現状

長崎県内の特別支援学校数 本校13校、分校4校、分教室6教室（立地箇所数27箇所）令和3年5月：1,663人

長崎県内の義務教育段階の全児童生徒数 平成22年度：124,834人  令和2年5月：106,402人

特別支援学校（義務教育段階）

- ・視覚障害1校、知的障害10校、病弱・身体虚弱4校
- ・聴覚障害1校、肢体不自由5校

平成22年度：626人
（全児童生徒数の0.5%）

1.4倍

増加

令和2年5月：903人
（全児童生徒数の0.8%）

長崎県特別支援教育推進基本計画の策定（環境整備・教育の充実部分の抜粋）

第1期計画

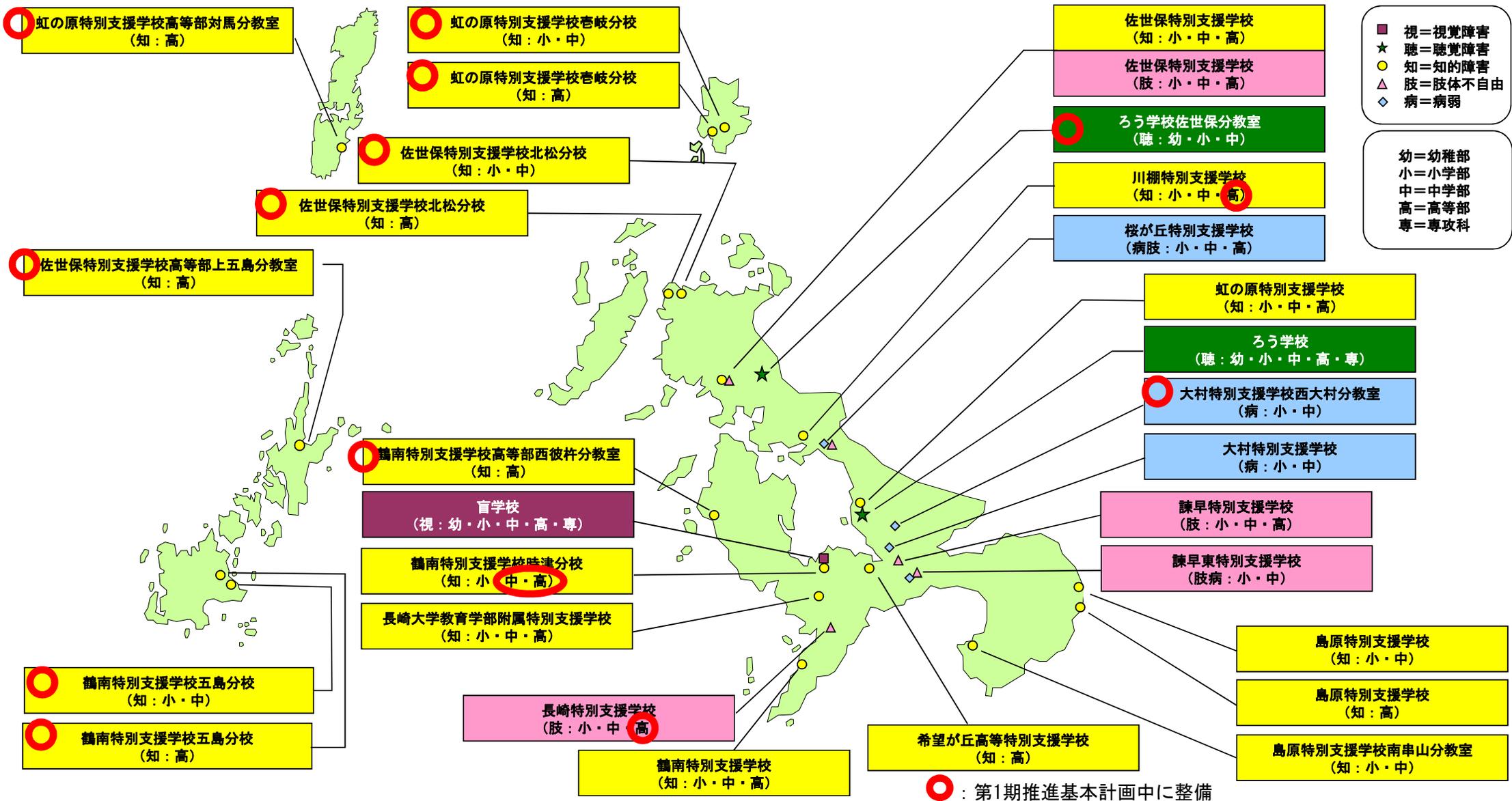
- 計画期間：平成24年度から令和3年度の10年間（第1次～第4次実施計画）
- (1) 特別支援学校の適正配置
 - ・分教室の設置；小・中学部2校、中学部1校、高等部5校
 - ・分教室の分校化：4校、・分校の分教室化：2校
 - ・高等部の設置：2校、・分教室の配置と訪問教育への移行：1校
- (2) 「障害のある子どもの医療サポート事業」の充実
 - ・医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校への看護師配置：H24年度12人⇒R3年度21人
- (3) キャリア教育・職業教育の充実
 - ・卒業生のうち、就労希望者における就労率の上昇：H24年度62.1%⇒R2年度90.7%
 - ・全卒業生における就労率の上昇：H24年度20.3%⇒R2年度37.8%

第2期計画

- 計画期間：令和4年度から概ね10年間（別途、実施計画を策定）
- ・特別支援学校の適正配置や施設の整備等については、今後も全県的な視野に立って、幼児児童生徒数の見込みや地域の特性、幼児児童生徒や保護者のニーズなどを考慮した教育環境整備を検討 ⇒特別支援学校設置基準に対応
- ・人工呼吸器など、より高度な医療的ケアへの対応に向けた研修を充実させるなど、看護師と教師との更なる専門性の向上に取り組む
- ・在宅勤務など、多様な働き方を視野に入れて、ICTスキルの習得や向上を含めた職業教育の充実を図る

全児童生徒数は平成22年度から約1万8千人減少しているが、特別支援教育の対象となる児童生徒数は増加している。

長崎県内の特別支援学校（令和3年度）



特別支援学校の施設整備について（1）

①新しい時代の特別支援教育への対応

具体的な論点	長崎県の現状	今後のあり方・提案
障害のある子供の学びの場の整備・連携強化	身体の感覚機能向上のために、プレイルームに遊具等の取り付けを行うなど障害特性に応じた指導を行う環境を整備している	<ul style="list-style-type: none">・安全面の確保ができ、なおかつ防音等の優れた個室の設置が望ましい・興奮した児童生徒をクールダウンさせるために一時的に使用できる個室の設置が望ましい
特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実（小中学校）	スロープ、多目的トイレ、エレベーターの設置など、更なるバリアフリーの整備に向けて、各自治体に適宜、調査や要請を行っている	多目的トイレの整備などのバリアフリー化の整備に加え、フレキシブルなオープンスペースの設置など、子供が共に学ぶ環境整備が求められる
I C T利活用等による特別支援教育の質の向上	令和2年度に全ての特別支援学校へ校内無線LAN配線及び、1人1台端末や入出力装置等の整備を行った	<ul style="list-style-type: none">・1人1台端末の整備に伴い、端末を持ち帰り、全ての家庭で遠隔授業ができる環境整備が望まる・学校においても、生徒用机の大型化など、よりI C T活用環境の充実が望まれる
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒への対応	本県では、医療的ケアが必要な生徒であっても、通常の教室にベッドを配置して授業を行っている	医療的ケアが必要な児童等には非常用電源の整備やベッドのスペースを考慮した広い教室など、医療的ケアに特化した教室の整備が望まれる
特別支援学校設置基準を踏まえた論点	本県では、校舎や運動場に基準を下回る学校がみられる	全ての学校で設置基準を満たすよう、具体的な整備計画の策定が求められる

特別支援学校の施設整備について（2）

②新しい学習指導要領への対応

具体的な論点	長崎県の現状	今後のあり方・提案
一人一人に応じた指導の充実	職業教育の実施によりその充実を図っているが、校舎内には専用の教室等も少ない	児童等の一人一人の状況を踏まえたニーズに応えられるよう、校内実習のための喫茶や倉庫作業用の施設の整備が望まれる
自立と社会参加に向けた教育の充実	同上	宿泊訓練のためのベッドやユニットバス、冷蔵庫等が設置された部屋の整備や実習に出向く際、公共交通機関が脆弱なため、移動手段の確保等の環境整備があれば、より教育の充実が見込まれる

③新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方における特別支援教育特有の課題

具体的な論点	長崎県の現状	今後のあり方・提案
バリアフリーの推進 (入学してくる子供のニーズも踏まえた小中学校施設における整備等)	スロープ、多目的トイレ、エレベーターの設置など、更なるバリアフリーの整備に向けて、各自治体に適宜、調査や要請を行っている	スロープ、多目的トイレ、エレベーターの設置などバリアフリーの整備に加え、医療的ケアが必要な児童生徒の入学に備え、看護師配置や非常用電源の整備も望まれる
福祉避難所としての役割	令和2年5月、各市町の福祉保健部局に対して、県内の特別支援学校を福祉避難所として指定できる旨通知したが、現時点で福祉避難所の指定は受けていない	避難所となる体育館へは、多目的トイレの設置はもとより、空調設備や非常用電源装置、free Wi-Fiなどの通信手段、プライバシー保護や感染防止のための間仕切りなどの整備・備蓄が望まれる

はじめに 課題意識とその背景

- ☆ 滋賀県 : 養護学校義務制実施当時より、知的障害教育と肢体不自由教育併置の養護学校を整備
児童生徒の教育課題をもとに、知肢融合した教育課程を展開
- : 平成18年には、ノーマライゼーションの理念のもと、高等学校に併設する形で知的障害高等養護学校を設置
- : 現在、連続する多様な学びの場の整備研究（分教室設置、副次的な学籍制度等）を進めている

課題 (Challenge)

1人ひとりの障害、発達、生活（年齢・経験）に応じたきめ細かな教育の推進と、
障害の有無に関わらず、共に学ぶインクルーシブ教育システムの両立をめざす

検討事項及び論点、進め方についての意見

- 基本的には「特別支援学校施設部会」であるものの、提案のとおり、検討の前提として特別支援学校に限らず、今後の特別支援教育における学びの姿を踏まえ、その学びを実現するための学校の姿を、検討事項案の項に沿って描くことは了解
- 特別支援学校以外の校種については、望まれる点を描き出しつつ、特別支援学校の具体的な施設整備指針の検討については、あらためて具体的な論点を分類して進める必要があると考える

主な検討事項・論点について

分類例

①新しい時代の特別支援教育への対応

- 障害のある子供と障害のない子供が共に教育を受けられる
- 障害のある子供の自立と社会参加
一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導連続性のある多様な学びの場の充実・整備

②新しい学習指導要領への対応

- 社会に開かれた教育課程。主体的・対話的で深い学びを踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメント
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択
→幼・小・中・高との連続性
- 障害の重度・重複化、多様化対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実

③新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方における特別支援教育特有の課題

- ・ 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化
- ・ 特支学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動
- ・ ICT利活用等による特別支援教育
- ・ 切れ目ない支援の充実
- ・ 医療的ケアへの対応
- ・ 特別支援学校設置基準を踏まえた論点

- ・ 学びの連続性を重視した対応
- ・ 一人一人に応じた指導の充実
- ・ 自立と社会参加に向けた教育の充実
- ・ 特別支援教育に関する記述の充実(幼小中高)

- ・ バリアフリー化の推進(入学してくる子供のニーズも踏まえた小中学校等施設における整備等)
- ・ 福祉避難所としての役割

A 共に学ぶ観点からの学校施設の在り方

B 1人1人に応じた教育を進めるための学校施設の在り方

C 特別な支援を要する児童生徒が安心・安全に学ぶための学校施設の在り方

D 今日的課題への対応、各校種の設置基準、学校施設整備指針への反映・整合

論点分類例について

A 共に学ぶ観点からの学校施設の在り方

- 障害のある子供と障害のない子供が共に教育を受けられる
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択
→ 幼・小・中・高との連続性と多様な学びの場の充実・整備

B 1人1人に応じた教育を進めるための学校施設の在り方

- 社会に開かれた教育課程。主体的・対話的で深い学びを踏まえた指導改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメント
- 障害の重度・重複化、多様化対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実
- 障害のある子供の自立と社会参加

C 特別な支援を要する児童生徒が安心・安全に学ぶための学校施設の在り方

D 今日的課題への対応と、各校種の設置基準、学校施設整備指針の整合

(順不同列挙)

- 障害のある子供の切れ目ない支援の充実、学びの連続性、学びの場の整備・連携強化
 - ・ 小中高等学校への分教室の設置、特別支援学校併置や転用の想定 (エレベーター 階段高 トイレ 防火設備)
 - ・ 通級指導を想定した校舎整備
- 地域に開かれた学校
 - ・ 交流学习、地域交流を想定した校舎整備
- パラスポーツ等に対応した体育施設 ・ 屋内外遊具(放課後開放等)
- 一人一人に応じた指導の充実
 - ・ 可動式壁など用途多様な教室 ・ 障害種に合わせた自立活動室(吊具 スヌーズレン)
 - ・ 場面に応じた教室(個別的学习室 カームダウン室 多目的学習室 ランチルーム)
 - ・ ユニバーサルデザインの校舎、案内表示(ピクトグラム フロアカラー 点字 音声案内 電光掲示)
- ICT利活用等による特別支援教育充実のための整備
- 医療的ケアへの対応 (電源 十分な空間確保 給湯 救急対応の想定)
- 自立と社会参加に向けた教育の充実
 - ・ 職業教育用特別教室 ・ 農園 ・ 生活訓練、宿泊訓練用教室
- 福祉避難所としての役割(「逃げない避難」「医療的ケアへの対応」想定も)
 - 安全なスクールバス出入り、送迎車待機等を想定したアプローチ
 - 防犯、防災、緊急連絡システム
 - 空調・換気システム
- 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化
 - ・ 特支学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動
- 特別支援学校設置基準、各校設置基準を踏まえた論点
 - ・ 今後の特別支援教育の在り方と、各校種設置基準、施設整備指針との整合
 - ・ 特別支援教育に関する記述の充実(幼小中高)
- バリアフリー化の推進 (子供のニーズを踏まえた小中学校等施設における整備等)
- 脱炭素社会への志向(発電 木質化 EV車対応)

今後の特別支援教育、社会状況をふまえ、学校施設の在り方検討にあたって留意すべき観点

1 学校規模の考え方

■知的障害、知肢併置特別支援学校の大規模化が課題となる中、適正規模をどう考えるかが、施設整備にも関わる。

2 複数の障害種への対応

■複数の障害対象校では、障害種、学部ごとの構成比の変化に対応できるよう、障害に応じた施設整備は柔軟性が必要。

- 例 ・ 医療的ケア児に特化した教室→増加への対応や学部配置対応は可能か
- ・ 準ずる教育課程に対応した特別教室（理科室など）の在り方
- ・ 重複障害に対応できるユニバーサルな施設整備

3 地域で共に学ぶしくみ

■地域の児童生徒、地域住民との関わりが持ちやすい施設整備が求められる。

- 例 ・ 相談対応、通級指導等ができるスペース確保
- ・ 放課後や休日の学校施設開放等を想定
- ・ 農作物や製品販売、喫茶コーナー等

4 他校種施設への併置や転用

■他校種では児童生徒数が減少傾向にあり、インクルーシブ教育システムの観点からも併設や転用検討の余地がある。

- 例 ・ 地域の学校に小中学部の分教室を併置
- ・ 高等学校に高等部を併置
- ・ 老朽化への対応として他校施設の改築対応 →改修の課題要検討